

所有者の判明しない犬又は猫の引取り拒否事由に関する取扱要領

1 目的

この要領は、動物愛護センター（以下「センター」という。）が、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）第35条第3項ただし書きに基づき、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを拒否する場合の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 引取り拒否事由

センターが所有者の判明しない犬又は猫をその拾得者その他の者から求められたとき、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として、その引取りを拒否する事由は、次のとおりとする。ただし、所有者が判明しない犬については、狂犬病予防法における抑留を優先する。

- (1) 周辺の生活環境が損なわれる事態が生じるおそれがないと認められる場合
- (2) 定期的に給餌・給水等を行い、実質的な飼養を担っていた者からの引取り依頼の場合
- (3) 引取りを繰り返し求められた場合
- (4) 駆除を目的に引取りを求められた場合
- (5) 所有者は特定できないが、飼い主のいる蓋然性が高い場合
- (6) 忌避方法等により、生活環境の被害を防止することが可能な場合
- (7) 地域猫活動等、地域で所有者のいない子猫の発生を防止するための対策に取り組むことにより、生活環境の被害を防止することが可能な場合
- (8) 動物の安全が保持されている場合

3 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。